

6月19日  
本部申1号

## 「賃金制度等の改正について」に関する説明交渉を行う！

その3

### 【第8項】夜勤手当の単価を40/100に増額する根拠を明らかにすること。

- ・ 鉄道事業の性質上、不規則な勤務、深夜帯の勤務は避けられないことから拡大する。
- ・ 労働基準法の水準（25/100）よりも既に高い水準だが、総合的に判断した。なお、対象時間については、今回見直しの必要性は無いということで変更しない。

### 【第9項】「運転士見習・車掌見習の技術指導を行う者として特に指定された者」の職務手当を「乗務員の見習の技術指導を行う者として特に指定された者」とし、支給額を5,000円の同額にした根拠を明らかにすること。

- ・ 技術指導の車掌と運転士で額が違ったのは歴史がある。職名を統一するので、高い方に合わせる。
- ・ 車掌と運転士で同額になるが、職務手当として特別な責任、業務遂行能力に対して出す。見習の指導という特別な責任がある。新規養成の技術指導を対象としている。転換や復帰養成とは重みが違う。

【指摘事項】 手当が上がることは良いことだが、職名が同じだから同額にするということは危険である！

### 【第10項】旅費制度を全体的に改正するに至った根拠と目的を明らかにすること。

- ・ 国鉄時代から続く考え方で、公務員制度に極めて近い制度であった。
- ・ 外部要因（宿泊施設やコンビニエンスストアの充実等）と、内部要因（事務の簡素化・集約化、Joi-Tab貸与）などが変化してきたことから、定額支給から、本来の経費の実費支給という原則に近づける。

【指摘事項】 地方や新幹線沿線ではコンビニエンスストアも一頃より減少している。喫食の機会が改善されてはいるが、十分とは言えない認識である！統計資料でも食事代は上がっている。実態を見るべきである！

### 【第11項】日当及び宿泊諸雑費を廃止した場合において、実費支給となる「業務上必要な経費」について、細部と根拠を明らかにすること。

- ・ 内外の環境が変化したため変更する。必要な経費とは、JR他社線や私鉄やバス等の交通費、その他通信費と想定している。障害対応は、旅費とは異なるので別支給である。食事代は旅費とは違い概念である。
- ・ ICカードでの支払いは履歴確認できれば良い。交通費はネットで簡単に調べられるのでそれで確認できる。
- ・ システム入力も充当人員をやめて簡素化する。システム自体も2020年4月で新制度に対応した改修を行う。さらに、JINJREと旅費システムの統合を2021年4月に行う計画である。

### 【第12項】職務旅費を廃止する根拠を明確にすること。

- ・ 職務旅費は日当で、外部環境の変化によって日当を実費払いにするので廃止とする。
- （組合）乗務員の場合、職務旅費は、時間も場所も毎日変化する乗務員の食事代という認識である。  
（会社）乗務することが本来業務なので、普段から違うところに行くという整理であったと認識している。

### 【第13項】赴任旅費について、実費支給となる交通費、宿泊料について、基準を明らかにすること。

- ・ 赴任旅費（交通費、宿泊料、移転料等）は非課税扱いとなる。交通費は実費支給の原則に立ち戻る。
- ・ 宿泊料は、距離や職制の区分は無くした。市況を参考にして13,000円とする。
- ・ 赴任旅費に関わる請求等の手続きは従来通りとなる。

### 【第14項】移転料を40,000円、扶養親族移転料を10,000円とした根拠を明らかにすること。

- ・ 役所の届け出、移転に伴うインフラ等の手続き、ご近所へのあいさつ回りなどを積み上げ直した。
- ・ 諸々の手続きの証拠書類をそろえて手続きする手間を考慮して渡しきりとする判断をした。
- ・ 扶養親族移転料の、子供の年齢区分は無くして一律とした。
- ・ 移転休暇は、特休・公休に引越しができない事情を考慮し会社が認める休暇であるが、事例はあまりない。

その4へ続く